※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。
